

洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和6年3月発行

令和5年
11月1日

農業委員会視察研修会報告

▽浅岡農園（大阪府富田林市）

▽大阪府立環境農林水産総合研究所（大阪府羽曳野市）

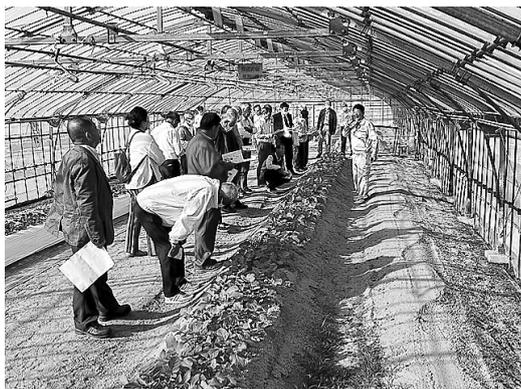


浅岡農園での海老芋の収穫実演

環境農林水産総合研究所では、九条ネギや天王寺蕪等の育成状況を視察。例年に類を見なかった酷暑での苗の育成などについて、苦労話などをお聞きしました。

「淡路島」と「大阪」。地域は違えども農業にかける情熱に触れる意義深い研修となりました。

昭和54年（1979年）から実施している富田林市農業委員会との姉妹農業委員会交流事業の一環として4年ぶりに先方への視察研修会を開催しました。当日は、令和5年7月にG1認証を受けた特産品の海老芋の農園を視察。農園主の浅岡氏からは、今後の富田林での野菜作りや海老芋育成などについて、熱い思いをお聞きしました。



環境農林水産総合研究所

「共進会」開催

令和5年9月9日(土)

淡路家畜市場で共進会が開催され、体格や骨格などの牛の健康美が競われました。

名誉賞

和牛の部

「さおとめ」

株式会社竹池牧場様

乳牛の部

「アイピースジャコビーア

イバナス」

相曾 勉様

「農業祭」開催

令和5年11月23日(木・祝)

洲本市民広場で農業祭が開催されました。会場では、地元の新鮮な野菜や地元特産品などの販売が行われました。

また、淡路島牛乳や淡路牛焼き肉、ジビエカレーの無料ふるまい、淡路ビーフや淡路牛ハンバーグが当たる食育クイズも開催され、当日は大いに賑わいました。



地域計画の
策定のススメ

これからの皆さんの農地について、 皆さんそれぞれの「思い」を 地域計画という形でまとめてみませんか？

年々、耕作放棄地が多くなり、地域農業の持続が困難になっています。担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みが、より一層必要となっています。地域計画とは、その地域で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。地域農業の在り方や、10年後の目指すべき将来の具体的な利用の姿を描いた農地の目標地図を定めます。

地域計画	地域農業のこれからの在り方	地域農業者や関係機関などで協議
	目標地図	アンケート調査・話し合いにより作成

農林水産省 人・農地プランから地域計画へ (外部サイトへリンク)

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



兵庫県 地域農業の将来を考える「地域計画」 (外部サイトへリンク)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk04/chiikikeikaku/chiikikeikakupr.html>



洲本市 未来の農地を守る「地域計画」を作ろう (外部サイトへリンク)

<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/16/24029.html>



問い合わせ先

洲本市農政課
☎0799-24-7638

農業者年金で老後に安心を! =安心の制度設計、税制面に優遇=

農業者の年金は、サラリーマンと比較してみると公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。足りない分は自分で補う必要があり、農業者には農業者年金があります。

農業者年金ならではの ⑥つのポイント

- 1 農業者なら広く加入可能!
- 2 積立方式・確定拠出型で
少子高齢化時代に強い年金!
- 3 保険料額は千円単位で自由
(月額2万円~6万7千円)に決められます!
- 4 終身年金で、80歳前に亡くなった場合は
死亡一時金が遺族へ支給されます!
- 5 税制面で大きな優遇措置があります!
- 6 一定の要件を満たす農業者には
保険料の国庫補助(政策支援加入)があります!



第61回淡路農林水産祭が 開催されました

令和6年1月15日(月)に伊弉諾神宮において、今年で第61回を迎える淡路農林水産祭が開催されました。

会場は、農林水産物の展示や屋台で賑わい、農林水産功労者の表彰も行われました。おめでとうございます。



太田 明広 様 業種/農業(複合経営)
平見 暢浩 様 業種/農業(複合経営)

ご注意ください!

農地の貸し借りが法改正に伴い、大きく変わります!

国の法律が変わり、令和7年4月以降は、すべての地域で利用権設定等促進事業による農地の貸し借りができなくなります。今後は、農地中間管理機構（農地バンク）を通じた貸借権の設定による貸し借りが、農地法による貸し借りのどちらかになります。それに伴い、農地の貸し借りの手続きにかかる時間が長くなります。

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 相対契約 ● 農用地利用集積計画を策定 <pre> graph LR A[貸付者] --> B[借受者] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地バンクを通じた契約 ● 農用地利用集積等促進計画を作成 <pre> graph LR A[貸付者] --> B[農地バンク] B --> C[借受者] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相対契約 ● 農業委員会の許可が必要 <pre> graph LR A[貸付者] --> B[借受者] </pre>
適用	<p>原則廃止</p> <p>経過措置期間 (R7.3.31) までは運用可能。 (ただし、地域計画を策定する場合は、策定の前日まで)</p>	継続	継続
貸借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新 又は再契約が必要	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新 又は再契約が必要	貸借借を解消するには、原則として知事の許可を要する
添付書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> ● 位置図 ● その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地全部事項証明 ● 字限図 (公図) ● 住民票 譲請人: 家族全部 譲渡人: 本人分 ● 位置図 ● 現地写真 ● その他農業委員会が必要とする書類
手続きにかかる期間	1ヶ月～1.5ヶ月	4ヶ月～5ヶ月	1ヶ月～2ヶ月

※農地中間管理機構事業による農地の貸し借りについて、地域計画を作成している区域と作成していない区域の場合では、作成している区域の方が、貸し借りに係る事務がスムーズに進む場合があります。

令和7年3月5日までの受付分 (令和7年3月審議分)	令和7年3月6日 以降の受付分 (令和7年4月審議分)
利用権設定の手続きで、農地の貸し借りが可能です。	地域計画を策定していても、策定していなくても、すべての地域において、利用権設定の手続きが廃止されます。 「農地中間管理事業」が「農地法第3条」による貸し借りのどちらかになります。

令和5年8月から10月にかけて 行われた農地パトロールでの 調査結果について

解消された農地は、新たに担い手が現れ営農を再開された農地や、多面的機能支援交付金事業や中山間地域等直接支援交付金事業を活用し、保全活用されている農地です。地域一丸となって、農地を守っている成果です。

他方、農家の高齢化や離農により遊休農地は増えています。

今回の農地パトロールでの調査結果	
遊休農地の 解消分	12筆 (8,921㎡)
遊休農地の 増加分	22筆 (18,533㎡)

農業用軽油免税証の 交付申請の際には、 耕作証明書[※]の提出が 必要になります

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記のお電話にてお問合せください。

問い合わせ先

洲本県税事務所 課税第2課 ☎0799-26-2030



農家の皆さん、全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する農業に関する総合専門紙です。地域の元気で特徴ある話題や地域独自のイベント情報も発信しています。

購読料 新聞本紙 月額700円 ●毎週金曜日発行 B3版8-10頁建
電子版 月額500円 ●発行所：全国農業会議所

問い合わせ先 洲本市農業委員会 ☎0799-24-7628

洲本市農業委員会だより令和5年9月発行分の掲載記事の訂正について

農業委員会だより令和5年9月発行分4ページ目において、掲載記事に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことをお詫びし、訂正いたします。

農地法申請等審議状況 農地法3条許可申請 件数 誤 138 正 68

農業委員会では毎月

5日 申請等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌開庁日)

22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口
TEL 0799-24-7628 (直通)
FAX 0799-25-3590

ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

